

第7章 銚子資産の保存・活用に関する措置

1. 保存・活用に関する措置の方針

第5章「銚子資産の把握の基本方針」、第6章「銚子資産の保存・活用の基本方針」を踏まえて、銚子資産に「気づく、伝える、守る、つなぐ、活かす」という視点で令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間で実施する措置を方針1～方針5に沿ってまとめました。

これらの措置については、事業実施に必要な財源は市費だけではなく、文化庁の補助事業をはじめ事業内容と照らし合わせながら地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業補助金、地域観光資源の多言語解説整備支援事業、農山漁村振興交付金などの他省庁の国庫補助金、千葉県補助金、民間団体の助成事業、さらにクラウドファンディングなどの民間資金も積極的に活用できるように、庁内の企画及び財政担当等へ協力を求めながら財源の確保に努めていきます。

なお、社会状況の変化や市の財政状況等により、事業の内容や実施時期等が変更する場合があります。

（1）銚子市全体の取組

これまで文化財保護のために実施してきた事業を整理し、内容の見直しを行いました。事業番号14を除く事業番号1～事業番号19までの事業については、これまでも実施してきましたが、体制の整備が不十分であり、計画的に実施できずにきたので、地域計画の措置に明記することにより、事業を計画的かつ継続して実施していきます。また、事業番号20～事業番号23は、多様な主体者と連携を図り、文化財保護を推進するための体制の整備に関する事業です。これらの事業は、引き続き、市教委が主体となって取り組んでいく事業となります。

事業番号24～事業番号30は、文化財の銚子資産を活かして歴史文化観光を推進するための事業を中心にしています。観光活用でも対象となる銚子資産の価値を損ねることがないように活用を図ること、地域住民の理解と協力の下、推進していくことが大切になってきます。各事業は密接に関わりあっており、文化財担当課が単独で実施する事業と観光商工課や都市整備課等が取り組む関連施策との整合性を図り、内容を十分協議して連携して取り組んでいく事業もあります。このため、全庁的に横断的な組織運営や体制が構築できるように働きかけていくとともに、官民協働で文化財保護を推進していく「協議会」の組織の充実を図っていく必要もあります。

方針1：銚子資産に気づく（銚子資産の把握と価値の評価）

【把握】後世に守り伝えていきたい身近にある「銚子資産」に気づく

【調査】把握した「銚子資産」の学術調査を行い、価値を評価する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
1	銚子資産所在調査	銚子資産の所在調査を実施し、「銚子資産台帳」に情報をまとめ、基礎資料としていく。 把握した銚子資産の中から、「文化財基本調査」を実施する文化財を選定する。 「銚子・ものがたり」や「文化財保存活用区域」を活かした銚子資産の総合的な把握を推進する。	市費								
		市民が「銚子資産所在調査」に参加できる仕組みを作り、調査を推進していく。	市費								
2	文化財基本調査	「銚子資産所在調査」から把握した銚子資産の学術調査を実施し、価値を評価する。	市費								
3	銚子資産データベース構築	台帳から銚子資産のデータベースを作成し、情報を一元化する。 大学等の研究機関が実施した調査研究成果も把握し、基礎資料の充実を図る。	市費 民間団体助成金								

地域住民が「所在調査」に参加できる仕組みを作り、「台帳」の内容を充実させながら身近にある銚子資産を再認識していきます。「所在調査」で把握した中から保護措置を講じる必要がある銚子資産を選定して、「基本調査」を計画的に実施し、文化財の価値を評価します。これらの調査の内容をまとめた「台帳」の情報をデータベース化し、情報を一元化していきます。大学等の研究機関が実施した調査研究成果も把握し、「台帳」に成果をまとめ、基礎資料の充実を図るために活用します。

これらの事業を通じて、市全体で「銚子資産」の定義や位置づけを共有することを目指していきます。

方針2：銚子資産を伝える（銚子資産の情報や価値を共有）

【共有】「銚子資産」の価値や魅力を伝え、後世に継承する意識を醸成する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
4	銚子資産の公開	市のホームページ等を利用して、「銚子資産所在調査」や「文化財基本調査」の成果やデータベースを可能な範囲で公開する。	市費 所有者 文化庁補助金 民間団体助成金								
		所有者等の協力に基づき、指定文化財等を公開する。	市費 文化庁補助金								
5	情報発信の充実	市教委や協議会等はSNSやパンフレット等により分かりやすく、魅力的に情報発信する。	市費 文化庁補助金 地方創生推進交付金								
		市広報誌の活用や報道機関と連携して、「銚子資産」を分かりやすく伝える環境を整備し、情報発信を推進する。	市費 事業者負担								
6	無形文化財等継承事業	郷土芸能をはじめとする無形文化財の発表の場である「郷土芸能の集い」を継続的に運営できる体制を整備し、内容の充実を図る。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金								
		地域の伝統的な文化や技術を次世代へ継承していくために必要な取り組みを実施する。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金								
7	銚子資産を学ぶ講座等の開催	銚子資産の魅力を知り、触れる機会を市民に提供するため講座や文化財めぐり等を実施する。	市費 文化庁補助金 民間団体助成金								
8	ふるさと学習の充実	学校教育と連携し、銚子資産を学び、その大切さを伝えるプログラムの充実を図る。	市費								

第7章 銚子資産の保存・活用に関する措置

取組主体の凡例

市 民：銚子市民
団 体：協議会、各種団体、企業等
所有者：指定文化財所有者、銚子資産所有者等
学識者：専門家、大学、博物館等
行 政：銚子市（県及び国との協働も含む）

取り組む中心
協力して取り組む

保存と活用に関する課題	目標	方 針	事業名 (●は重点事業又は優先事業)	事業内容	取組み主体					事業計画期間											
					市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年									
課題1：把握と調査	「知れば、知るほど好きになる！伝えよう銚子。」 ふるさと銚子に誇りと愛着を持ち、自慢したくなるまちへ	持続可能な文化財保護の仕組みの構築	方針1：銚子資産に気づく																		
- 市民に対して「銚子資産」の周知不足 - 身近な「銚子資産」が忘れられ、地域で価値が継承されない - 所有者等の理解や協力を得られない場合は「銚子資産」を残していくことが難しい - 研究機関等が実施した調査研究成果の把握や整理ができていない - 市民参加型の「銚子資産所在調査」の仕組みがない 「銚子資産所在調査」への協力を得るための環境整備が不十分 - 調査対象に偏りがみられ、調査内容の充実を図る必要がある - 計画的かつ継続的に把握に取り組む体制づくりが必要である - 計画的な「文化財基本調査」が実施できていない			【把握】 後世に守り伝えていきたい身近にある「銚子資産」に気づく。	市民参加による銚子資産所在調査を実施する。	1	銚子資産所在調査	銚子資産の所在調査を実施し、「銚子資産台帳」に情報をまとめ、基礎資料としていく。 把握した銚子資産の中から、「文化財基本調査」を実施する文化財を選定する。 「銚子・ものがたり」や「文化財保存活用区域」を活かした「銚子資産」の総合的な把握を推進する。														
			【調査】 把握した「銚子資産」の学術調査を行い、価値を評価する。	学術調査を実施し、価値を評価する。	2	文化財基本調査	「銚子資産所在調査」から把握した銚子資産の学術調査を実施し、価値を評価する。														
			情報の一元化のためデータベースを作成する。	銚子資産データベース構築	3		台帳から銚子資産のデータベースを作成し、情報を一元化する。 大学等の研究機関が実施した調査研究成果も把握し、基礎資料の充実を図る。														
方針2：銚子資産を伝える																					
【共有】 「銚子資産」の価値や魅力を伝え、後世に継承する意識を醸成する。			文化財の価値を共有する。 文化財に触れる機会を作る。 文化財を知る機会の充実を図る。	4	銚子資産の公開	市のホームページ等を利用して、銚子資産所在調査や文化財基本調査の成果やデータベースを可能な範囲で公開する。 所有者等の協力に基づき、指定文化財等を公開する。															
				5	情報発信の充実	市教委や協議会等はSNSやパンフレット等により分かりやすく、魅力的に情報発信する。 市広報誌の活用や報道機関と連携して、「銚子資産」を分かりやすく伝える環境を整備し、情報発信を推進する。															
			無形文化財の価値を伝え、後世に適正に継承する	6	無形文化財等継承事業	郷土芸能をはじめとする無形文化財の発表の場である「郷土芸能の集い」を継続的に運営できる体制を整備し、内容の充実を図る。 地域の伝統的な文化や技術を次世代へ継承していくために必要な取り組みを実施する。															
				7	銚子資産を学ぶ講座等の開催	銚子資産の魅力を知り、触れる機会を市民に提供するため講座や文化財めぐり等を実施する。															
			8	ふるさと学習の充実	学校教育と連携し、銚子資産を学び、その大切さを伝えるプログラムの充実を図る。																
方針3：銚子資産を守る																					
- 指定または登録制度による保護措置を講じることができる体制などの整備不足 - 所有者等とのコミュニケーション不足による情報共有不足 - 指定及び登録文化財の日常の保存管理の状況が把握できていないものがある - 適切な周期での保存修理ができていない指定文化財がある - すべての指定文化財等の状況を把握した上での市全体の保存整備計画が未整備 - 財源の確保や補助金の情報収集不足 - 市文化財補助事業の制度の見直し - 指定文化財等以外の銚子資産の保存の仕組みが未整備 - 市全体で銚子資産を保護していく意識や環境が未整備 - 銚子資産を関係各課の施策と連携して保護していく体制が不十分 - 資料の収蔵スペースの確保と整備が不十分 - 地域の銚子資産の保存活動をしている文化財保護団体などへの支援の仕組みがない - 銚子資産の日常の管理などに文化財保護団体と連携した取り組みが必要 - 周辺環境を含めた銚子資産の価値を伝える事業が不足している - 銚子資産を取り巻く周辺環境の保存方針の検討が必要 - 防災及び防犯体制の整備と意識の高揚を図る必要がある - 指定文化財以外の防災訓練等の取り組みが十分ではない - 銚子市防災計画との連携や災害時対応を確認する必要がある - 文化財管理基本情報の整備と関係機関との共有			【保存】 「銚子資産」を適正な形で守り、価値を磨き上げる。	価値を評価した文化財の積極的な保護の措置を講じる。	9	文化財指定・登録の推進	法令に基づく指定及び登録を推進し、適正な文化財保護に努める。 登録文化財から指定文化財へ移行し、保護していく。														
				指定文化財等を適正に守るために必要な調査を実施する。	10	所有者等による日常の管理支援	所有者等と連携して適正な保護の在り方を検討する。 文化財ごとの「文化財カルテ」の作成後、関連する情報を記録し、保護に役立てていく。														
					11	指定及び登録文化財の保護に必要な調査	適正な保護に必要な情報を得るための調査を実施する。														
					12	指定文化財の保存修理	指定文化財の保存修理事業を計画し、実施する。														
				指定文化財の保存活用計画を定め、適正に保護する	13	指定文化財等の保存活用計画作成	指定及び登録文化財の個別の保存活用計画を作成し、適正に保護していく。														
				未指定文化財を守る仕組みを作る。	14	「銚子資産」登録制度の創設	保護措置が講じられていない銚子資産を守るための制度を創設する。														
				資料を保管する環境を整備する。	15	収蔵庫の整備	出土品や民具、古文書などの資料を一括で収蔵できる施設を確保し、適切な保管状況を整備する。														
				文化財を所有者と地域の協力で守る仕組みを作る。	16	関連団体への活動支援	銚子資産を守り、伝える活動を行っている団体が必要する支援を把握し、支援の在り方を検討する。 新たに団体を設立しようとする人々に対して、設立に向けて支援をする。														
				文化財を保護するための財源の確保と新たな財源を見出す。	17	ボランティア制度の拡充	銚子資産の保存と活用に市民の力を活かすため「ボランティア」制度の充実を図る。														
				文化財を保護するための財源の確保と新たな財源を見出す。	18	財源確保の仕組みづくり	文化財保護に活用できる補助金等の情報収集やふるさと納税及びクラウドファンディング等の活用の仕組みを検討し、整備する。 市の文化財保存整備事業の補助要綱を整備する。														
				防災・防犯体制を整備する	19	防災・防犯意識の啓発	防災・防犯関連のマニュアル作成や文化財防火デーを活用し、所有者及び地域住民への防災・防犯意識を高め、協力体制を整備する。														
方針4：銚子資産でつなぐ																					
あ			【連携】 多様な主体者が連携し、銚子資産の保存と活用を推進する。	専門家等との協力体制の充実を図る。	20	銚子市文化財審議会の充実	市教委の求めに応じ、文化財の保存・活用に関する意見申し込めるように文化財の種別ごとの専門家を委員として委嘱する。 計画的な審議会の開催を促進する。														
				官民協働の連携を充実する。	21	銚子市文化財保護指導員の設置	文化財保護法第191条に基づき、保護指導員を設置する。														
					22	協議会の設置	文化財保護法第183条の9に定める協議会を設置し、文化財保存活用計画の進行整理を行う。														
					23	文化財保存活用支援団体との連携	市内で活動する文化財の保存会や民間団体と連携し、銚子資産の保存・活用に取り組んでいくために文化財保存活用支援団体を指定する。 銚子資産活用協議会に文化財保存活用支援団体としての機能を持たせるように改編し、活動を推進する。														
方針5：銚子資産を活かす																					
課題5：活用			- 銚子資産の公開を推進するために所有者等の理解と協力が必要 - 銚子資産に触れる機会の創出と情報発信が重要 - 展示施設の充実と市民ボランティアの育成が必要 - 活用を積極的に進めるための体制の整備が必要 - ふるさと学習プログラムの充実と運営体制を整備していく必要がある - 史跡整備等を実施することで効果的な活用が図れる銚子資産を検討していく - 地域活性化や観光振興の取り組みと銚子資産の活用がつながっていない - 銚子資産を活かした施策や各団体の活動の連携不足 - 銚子資産を活かした広域連携組織に加盟しているが、有効に活用できていない - 財源や人材に限られている中で、事業の優先順位を設定する必要がある	【活用】 「銚子資産」を地域振興や観光振興の資源として活用し、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。	銚子資産の価値を高める。 教育旅行への活用を図る。	24	「銚子・ものがたり」の魅力発信	「ものがたり」を活用して、市民に分かりやすく地域の歴史文化を伝える。 「ふるさと学習」で活用できる学習プログラムを作り、ふるさと銚子への愛着を高める。（事業番号8） 「ものがたり」を活用した学習プログラムを「教育旅行」の素材として活用し、誘致につなげる。													
					銚子資産を活かした歴史文化観光の推進	25	文化財保存活用区域の活用	「文化財保存活用区域」を活用して、地域住民に地域の魅力を再認識してもらう。 区域内に「まち歩きルート」を整備し、歴史文化観光につなげる。 区域の整備等は「ものがたり」の学習プログラムで活用する。													
					分かりやすく伝えるために必要なハード及びソフト事業による磨き上げる	26	「銚子資産」の磨き上げ	事業番号24・25で活用する銚子資産の価値を分かりやすく伝えるために必要な史跡整備や建造物の美装化事業、城郭復元などのハード及びソフト事業を実施する。													
					外国人観光客を含めた来訪者を受け入れるために必要な整備を推進する。	27	ガイド体制の整備	来訪者が歴史文化観光で楽しむことができるガイド養成を実施する。 インバウンドに対応したガイド養成は、市の国際交流協会等の協力を得て行う。													
					ガイダンス機能の充実を図る。	28	観光客受け入れ整備	観光客を受け入れるために必要な説明板、誘導標、パンフレット、SNS等の整備や運用体制を組織する。													
						29	拠点施設等整備	国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉）主屋」等の歴史的建造物を活用して、地域振興や観光振興の拠点施設を整備する。													
						30	展示施設の充実	遺跡からの出土品や民具、古文書などを活用して、本市の歴史文化を紹介する展示施設の確保と整備を進める。													

表14 銚子市全体の文化財の保存・活用に関する措置

市民が本市の歴史文化に基づく魅力を再認識できるように市のホームページなどを活用して「所在調査」や「基本調査」の成果や「台帳」を可能な範囲で公開します。所有者や銚子資産に関わる団体等と連携し銚子資産に触れる機会などの公開事業を促進し、銚子資産の保護への理解を深めていきます。また、市教委や「協議会」は SNS による情報発信やパンフレット等の製作、公民館活動をはじめとする社会教育事業を通じて、市民が銚子資産の魅力に触れ、伝える機会をより一層充実させて、銚子資産への興味関心を高めていきます。これまで、地元テレビ局は銚子資産の保存・活用に関連する事業を取材し、「地域の話題」として放映していました。令和2(2020)年度に入り、本市の歴史文化や銚子資産を題材とした番組制作に取り組み始め、市教委等はその制作に協力しています。今後は、番組内容の充実や企画提案なども含めて地元テレビ局をはじめとする報道機関との連携や市広報誌の活用などの情報発信を進めていきます。

無形文化財の発表及び体験の場づくりの一環として、令和元年度から銚子神輿連合会と協働で「郷土芸能の集い」を開催しています。この事業が継続的に実施できる運営体制を構築し、市域内の無形文化財の保存会が参加できるように発展させ、次世代へ継承していく機運を高めていきます。

銚子市学校教育指導指針では、『「生きる力」の育成～ふるさと銚子を知り、郷土に誇りを持って成長できる教育の実践～』を目標に掲げ、その指導方針の一つに『学校や地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進』があり、これまで「ふるさと学習」や「ジオパーク学習」、「総合学習」を通じて、市内の小中学生が地域の歴史文化を学ぶ機会を提供してきました。子どもたちに分かりやすく、楽しく歴史文化に触れることができるように、社会科副読本「わたしたちの銚子市」の作成に協力し、さらに教職員や関係機関と連携して「ものがたり」を活かした副読本の開発、「体験」「実験」などの実体験に基づき学ぶことができる教材開発を奨め、学校教育プログラムの内容を充実させていきます。

方針3：銚子資産を守る（保存）

【保存】銚子資産を適正な形で守り、価値を磨き上げる

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
9	文化財指定・登録の推進	法令に基づく指定及び登録を推進し、適正な文化財保護に努める。 登録文化財から指定文化財へ移行し、保護していく。	市費								
10	所有者等による 日常の管理支援	所有者等と連携して適正な保護の在り方を検討する。 文化財ごとの「文化財カルテ」の作成後、関連する情報を記録し、保護に役立てていく。	市費 所有者 文化庁補助金								
11	指定及び登録文化財の 保護に必要な調査	適正な保護に必要な情報を得るための調査を実施する。	市費 文化庁補助金 県費補助金								
12	指定文化財の保存修理	指定文化財の保存修理事業を計画し、実施する。	市費 文化庁補助金 県費補助金 所有者								
13	指定文化財等の 保存活用計画の作成	指定及び登録文化財の個別の保存活用計画を作成し、適正に保護していく。	市費 文化庁補助金 県費補助金 所有者								
14	「銚子資産」登録制度の創設	保護措置が講じられていない銚子資産を守るための制度を創設する。	市費								
15	収蔵庫の整備	出土品や民具、古文書などの資料を一括で収蔵できる施設を確保し、適切な保管状況を整備する。	市費 文化庁補助金								
16	関連団体への活動支援	銚子資産を守り、伝える活動を行っている団体が必要とする支援を把握し、支援の在り方を検討する。 新たに団体を設立しようとする人々に対して、設立に向けて支援をする。	市費 民間団体助成金								
17	ボランティア制度の拡充	銚子資産の保存と活用に市民の力を活かすため「ボランティア」制度の充実を図る。	市費 民間団体助成金								
18	財源確保の枠組みづくり	文化財保護に活用できる補助金等の情報収集やふるさと納税及びクラウドファンディング等の活用の仕組みを検討し、整備する。 市の文化財保存整備事業の補助要綱を整備する。	市費								
19	防災・防犯意識の啓発	防災・防犯関連のマニュアル作成や文化財防火デーを活用し、所有者及び地域住民への防災・防犯意識を高め、協力体制を整備する。	市費								

「基本調査」を実施し、価値を評価した文化財を所有者の同意を得て、速やかに保護措置を講じていきます。

指定文化財所有者や管理団体が実施している日常の管理状況や文化財の現状を定期的に把握します。文化財の状況や所有者等との連絡調整事項などを記録する「文化財カルテ」を指定及び登録文化財ごとに作成し、将来実施する保存修理事業など適正な保護に活用していきます。行政は、「文化財カルテ」の情報に基づき、市全体の指定等文化財ごとの保存修理に対応するために資金の確保を含めた計画の作成を進めます。国指定文化財は、個別に「計画」を作成し、文化庁の認定を受けて、計画的に保存と活用に取り組みます。

指定文化財以外の「銚子資産」を地域住民の理解と協力に基づき、必要な財源も含めて後世へ継承していくために必要な仕組みの構築についても検討します。

銚子資産を保護していくためには、所有者だけでなく、地域住民をはじめとする様々な人々の協力が不可欠です。地域の中には保護団体のような組織を立ち上げ、清掃美化活動などを実施しています。団体の活動が継続していくために必要な支援の内容や方法を聞き取りながら支援の在り方について検討し、さらに「文化財ボランティア」制度を拡充していきます。

また、地元警察署や市消防本部の指導や助言を受け、防犯・防災対策も充実させていきます。

方針4：銚子資産でつなぐ（研究機関や各種団体、行政内の取り組みの連携を図る）

【連携】多様な主体者が連携し、銚子資産の保存と活用を推進する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
20	銚子市文化財審議会の充実	市教委の求めに応じ、文化財の保存・活用に関する意見具申できるように文化財の種別ごとの専門家を委員として委嘱する。計画的な審議会の開催を促進する。	市費								
21	銚子市文化財保護指導員の設置	文化財保護法第191条に基づき、保護指導員を設置する。	市費								
22	協議会の設置	文化財保護法第183条の9に定める協議会を設置し、文化財保存活用地域計画の進行監理を行う。	市費								
23	文化財保存活用支援団体との連携	市内で活動する文化財の保存会や民間団体と連携し、銚子資産の保存・活用に取り組んでいくために文化財保存活用支援団体を指定する。銚子資産活用協議会に文化財保存活用支援団体としての機能を持たせるように改編し、活動を推進する。	市費								

文化財保護法第183条の9に定める協議会を設置し、「地域計画」の進行管理を行いながら、目標の実現に向けて取り組んでいきます。また、近年、銚子資産を活用した地域振興や観光振興に取り組む市民団体の活動が生まれ、広がりを見せています。それが契機となり、行政と多様な主体者が各自の役割を理解し、共通の目標の下に文化財保護を推進していくために、「協議会」を平成30（2018）年度に組織しました。現在、文化財所有者や学識者、文化財保護団体、市観光協会等が参画し、銚子資産の次世代への継承を目的とした「銚子資産活用事業」と銚子資産を活かして歴史文化観光を推進するための「歴史文化基本構想を活かした観光拠点づくり事業」を協議会活動の2つの柱として取り組んでいます。今後、文化財保存活用支援団体として活動できる機能を持つ組織へと改編し、官民協働で文化財保護に取り組んでいきます。

方針5：銚子資産を活かす（学術、地域振興、観光振興のための活用）

【活用】銚子資産を地域振興や観光振興の資源として活用し、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

No.	事業名	事業内容	財源	主体					事業計画期間		
				市民	団体	所有者	学識者	行政	短期 3年	中期 5年	長期 10年
24	「銚子・ものがたり」の魅力発信	「ものがたり」を活用して、市民に分かりやすく地域の歴史文化を伝える。 「ふるさと学習」で活用できる学習プログラムを作り、ふるさと銚子への愛着を高める。 「ものがたり」を活用した学習プログラムを「教育旅行」の素材として活用し、誘致につなげる。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
25	文化財保存活用区域の活用	「文化財保存活用区域」を活用して、地域住民に地域の魅力を再認識してもらう。 区域内に「まち歩きルート」を整備し、歴史文化観光につなげる。 区域の整備等は「ものがたり」の学習プログラムで活用する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
26	「銚子資産」の磨き上げ	事業番号24・25で活用する銚子資産の価値を分かりやすく伝えるために必要な史跡整備や建造物の美装化事業、城郭復元などのハード及びソフト事業を実施する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金 民間団体助成金								
27	ガイド体制の整備	来訪者が歴史文化観光で楽しむことができるガイド養成を実施する。 インバウンドに対応したガイド養成は、市の国際交流協会等の協力を得て行う。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
28	観光客受け入れ整備	観光客を受け入れるために必要な説明板、誘導標、パンフレット、SNS等の整備や運用体制を組織する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金 県費補助金								
29	拠点施設等整備	国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉主屋）」等の歴史的建造物を利用して、地域振興や観光振興の拠点施設を整備する。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								
30	展示施設の充実	遺跡からの出土品や民具、古文書などを活用して、本市の歴史文化を紹介する展示施設の確保と整備を進める。	市費 文化庁補助金 他省庁補助金 地方創生推進交付金								

銚子資産を総合的に把握し、「ものがたり」と「保存活用区域」を設定します。これらを活用して、本市の歴史文化を分かりやすく市民に伝え、ふるさと銚子に対する誇りと愛着を高めていきます。また、市民のふるさと自慢から来訪者へ銚子の魅力を発信し、触れることができる場を創出します。

「ものがたり」は、地域の子どもたちを対象とした「ふるさと学習」で活用する学習プログラム（事業番号8）を構築する素材とし、「ものがたり」を通して子どもたちに地域の歴史文化を伝えていきます。そして、この学習プログラムを将来的に首都圏からの「教育旅行」を誘客するための素材としても位置づけます。また、「ものがたり」の多様性を魅力的に発信するためにVRを活用し、内容に沿った各時代の景色を再現し、市内外の人たちへ魅力を発信していきます。

「保存活用区域」は、本市の歴史文化に触れる場としての魅力を高めていきます。区域内に所在する銚子資産の磨き上げに取り組み、分かりやすく歴史文化を伝えることができるようにします。そして、「ものがたり」を組み合わせた区域の「ストーリー（ものがたり）」を体感できる「まち歩きルート」を設定し、区域内を徒歩やレンタサイクル等で回遊できるように整備していきます。そのために必要な文化財説明板や誘導標の整備やガイドの配置を推進し、歴史文化観光での集客を強化し、地域住民と来訪者の交流の機会を生み出します。そして、多言語化への対応は、市の国際交流協会から人材の確保などの支援を受けて体制を整備し、市内に所在している千葉科

学大学への留学生からの協力も得られる仕組みを検討していきます。

拠点施設等整備（事業番号 29）は、国登録有形文化財「旧西廣家住宅（治郎吉）主屋外 4 棟」を拠点施設の中心と位置づけ、必要な整備を進めます。さらに、キャベツの収穫体験を行いながら、古民家を改修した施設を活用し農泊事業を展開している事業者との連携も推進し、宿泊につながる歴史文化観光に取り組んでいきます。

また、郷土資料や出土品などを活用して総合的な歴史文化を学ぶ施設の整備を学校再編の協議の中で検討していきます。

なお、「ものがたり」及び「保存活用区域」内で実施する措置については、第 8 章及び第 9 章で記載します。

2. 現在実施している事業と実施予定の事業

銚子市全体の方針としてまとめた 30 の事業の中で、既に実施している事業や計画が立案されている事業について整理します。

事業番号 9 文化財指定・登録の推進

○銚子市指定史跡「余山貝塚」保存整備事業

平成 26（2014）年度から令和 2（2020）年度までの 7 年間で実施している余山貝塚の発掘調査は、事業終了後、調査結果に基づき価値を見直し、再評価を行う予定です。また、これまでの発掘調査で出土した貝層サンプルの再整理を行い、総合的な把握を推進します。

事業番号 11 指定及び登録文化財の保護に必要な調査

○国登録有形文化財「犬吠埼灯台」及び「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」の詳細調査

国登録有形文化財「犬吠埼灯台」及び「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」の保護の在り方を再検討するために必要な資料を収集して価値を再評価し、保存と活用につなげていきます。

事業番号 12 指定文化財の保存修理

○千葉県指定有形文化財「猿田神社本殿」の保存整備事業

県指定猿田神社本殿の保存修理事業について、関係者と協議しながら令和 3 年度から実施できるように調整しています。

事業番号 13 指定文化財等の保存活用計画の作成

○国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の保存活用計画の作成

国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の保存活用計画を作成するために、関係機関と連携し、速やかに事業着手できるように努め、策定後は認定を受け、計画的に保存と活用を行っていきます。

方針	事業名	重点 事業名	具体的な取組	財源	主体者	事業計画期間		
						短期 3年	中期 5年	長期 10年
方針 3：銚子資産を守る								
9 文化財指定・登録の推進								
			銚子市指定史跡「余山貝塚」保存整備事業					
			・調査 ⇒ 指定地の拡張を検討するために必要な情報を得るための発掘調査を実施する。 これまでの発掘調査で出土した貝層サンプルの再整理を行い、余山貝塚の総合的な把握を進める。	文化庁補助金 県費補助金 市費	銚子市			
			・価値の見直し ⇒ 発掘調査の成果を踏まえて指定範囲を拡張する。	市費	銚子市			
			・史跡整備 ⇒ ふるさと学習やジオサイトとして活用するために必要な史跡整備を行う。	文化庁補助金 県費補助金 市費	銚子市			
11 指定及び登録文化財の保護に必要な調査								
			国登録有形文化財「犬吠埼灯台」「旧犬吠埼霧信号所霧笛舎」の詳細調査					
			・調査 ⇒ 「犬吠埼灯台」外1件の保護の在り方を再検討するために必要な資料を収集し価値を再評価し、保存と活用につなげる。	市費	銚子市			
12 指定文化財の保存修理								
			千葉県指定有形文化財「猿田神社本殿」保存整備事業					
			・保存修理計画の作成 ⇒ 保存整備事業の内容を検討するために状況把握の調査を実施し、保存修理計画を作成する。	県費補助金 市費 所有者	所有者			
			・保存修理事業 ⇒ 保存修理計画書に基づき、保存修理を実施する。	県費補助金 市費 所有者	所有者			
13 指定文化財等の保存活用計画作成								
			国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」保存活用計画作成事業					
			・保存活用計画の作成 ⇒ 法第53条の2に基づき、「屏風ヶ浦」の保存・活用の考え方を明確化し、継承を図るために保存活用計画を作成し、国の認定を受ける。	文化財補助金 県費補助金 市費	銚子市			

表 15 現在実施している事業と実施予定の事業